

教職員の不祥事未然防止に向けて

今年度の不祥事防止重点テーマは「重点対策4つの不祥事類型をゼロに！～飲酒運転・体罰・盗撮・わいせつ行為の根絶～」です。各校において、計画に基づきながら、また、時節に応じたタイムリーな研修の実施に感謝申し上げます。一度不祥事が発生すると、児童生徒や保護者、地域からの信頼を失い、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。引き続き、未然防止に視点を置いた研修、個別のリスクファクターに応じた指導の徹底をお願いいたします。

① 交通事故の防止について

・教職員の交通事故が続いています。不注意による接触や追突事故が多く発生しています。自動車の運転にあたっては交通ルールの遵守とともに安全確認の徹底を心がけてください。特に以下の点に注意してください。

- 雨天時のスリップ事故 ○左折時の歩行者や自転車、バイク等の巻き込み事故 ○交差点での接触事故
- 渋滞時の追突事故 ○スピード超過 ○漫然運転

※交通事故や交通違反があった時は、**現場から直ちに校長へ報告、警察へ連絡**をする。



② 飲酒運転の防止について

・長期休業時には飲酒を伴う機会が増えることが予想されます。**飲酒の場には自家用車で行かないこと**の徹底と**翌日の残酒リスク**の確認をお願いします。飲酒翌日に運転する場合は、アルコールが残っていないことを必ず確認してください。

③ セクハラ・わいせつ事案の防止について

・セクハラ・わいせつ事案は、学校や教職員の信用を著しく失墜させます。**児童生徒や保護者への対応は複数で行うこと**、メールやSNSで児童生徒や保護者と個人的なやりとりはしないこと等、日頃の関わりの中で、不適切な行為と捉えられかねない行動は厳に慎むようお願いいたします。また、盗撮ができない環境整備に向けて、校内でのスマホ使用ルールを確認し、安全点検の際には不審物の点検を入念に行うようにしてください。

④ 不適切な指導・体罰事案の根絶について

・教師が指導する際、感情的な言動や心ない言葉によって、児童生徒の心を大きく傷つける事案が発生しています。**児童生徒の人権を尊重し、学校として組織的に生徒支援を行うこと**が大切です。

⑤ 個人情報の漏洩防止について

・メールを送信する際、送信相手、添付データの**確認を複数**で行い、誤送信や個人情報の漏洩防止をお願いします。また、成績等の個人情報は、所定のサーバー内での管理を徹底し、セキュリティの強化をお願いします。

・自家用車等の中に個人情報が記録された文書やデータを置かないようにしてください。

・テスト答案等は迅速で適切な処理と管理体制を徹底してください。

※不祥事を根絶するためには、教職員一人一人が当事者意識をもって、「**自分事として考える**」ことが重要です。当事者意識をもって、不祥事ゼロの取組を実行してください。事故が発生した際には、直ちに市教育委員会へ連絡をお願いします。

夏季休業における生徒指導の徹底及び事故防止に向けて

まもなく夏季休業となります。夏季休業中は、児童生徒の生活習慣の乱れ、交通事故、問題行動等の発生が懸念されます。また、今年度の県北管内小中学校等で発生した事故の報告では、自傷行為、SNSによる不適切な画像等の送受信によるトラブルが多い傾向にあります。

6月29日付け【生支第347号】「夏季における生徒指導の徹底及び事故防止について（通知）」等をもとに、各学校で、夏季休業前に行う集会や学活等において、命の大切さを伝えるとともに、以下の点を中心に各学校の児童生徒の実態に応じた指導をお願いいたします。

① 携帯電話・スマートフォン等の使用及びインターネットの適切な利用について

- ・SNSで知り合った人には**絶対に会いに行かない**。 ・住所や名前など**個人情報**を載せない。
- ・自分や友達の**写真を送らない**。 ・誹謗中傷をや不適切な画像・動画を**SNSに投稿しない**。

② 交通事故の防止について

・自転車に乗るときは、**自転車の交通ルールを遵守**する。（ながらスマホ・二人乗り・並列走行等の禁止）

③ 問題行動等の防止について

・学習のつまずき、人間関係のトラブル、欠席の増加、心身の不調の訴え等、自殺等の問題行動につながる**危険のあるサイン**を発している児童生徒については、**休業中も保護者と連絡を取り合い、状況把握**を行う。

・**SOSの出し方や相談できる具体的な窓口や連絡方法について再度確認**する。

（子どもホットライン、いばらき子どもSNS相談、いじめ・体罰解消サポートセンター、校内オンライン相談窓口等）

・夜間外出や夜間外泊等の**危険性について具体例を挙げて**、児童生徒だけでなく保護者にも周知する。

④ 水難事故の防止について

・水難事故発生のおそれのある場所や「**危険、立入禁止、遊泳禁止**」等の標識がある場所に、**近づいたり遊んだりすることがないように**、茨城県警察本部から発出された「夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止及び有害環境の浄化対策について」（令和8年6月26日）の児童生徒、保護者向けチラシもご活用ください。

